

官報

号外

昭和二十九年三月二十六日

第十九回 参議院會議録第二十三号

昭和二十九年三月二十六日(金曜日)午前
十時三十七分開議

議事日程 第二十三号

昭和二十九年三月二十六日

午前十時開議

第一 日米相互防衛援助協定等に
伴う秘密保護法案(趣旨説明)

第二 統計法の一部を改正する法
律案(内閣提出) (委員長報告)

第三 未帰還者留守家族等援護法
の一部を改正する法律案(内閣
提出) (委員長報告)

第四 商品取引所法の一部を改正
する法律案(内閣提出) (委員長報告)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

一昨二十四日議長において、左の常任
委員の辞任を許可した。

通商産業委員 石原幹市郎君

電気通信委員 松野 鶴平君

予算委員 酒井 利雄君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

通商産業委員 松野 鶴平君

電気通信委員 石原幹市郎君

予算委員 横山 フク君

同日議長において、左の特別委員の辞
任を許可した。

補助金等の臨時特例等に関する法律
案特別委員 永井純一郎君

同日議長において、特別委員の補欠を
左の通り指名した。

補助金等の臨時特例等に関する法律
案特別委員 戸叶 武君

同日議長から左の議案を提出した。よ
つて議長は即日これを通商産業委員会
に付託した。

技術士法案(海野三朗君外十四名発
議)

同日内閣から左の議案を提出した。よ
つて議長は即日これを大蔵委員会に付
託した。

公認会計士法の一部を改正する法律
案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を委員会に付託した。

企業資本充実のための資産再評価等
の特別措置法案 大蔵委員会に付託

民事訴訟用印紙法等の一部を改正す
る法律案 法務委員会に付託

同日可決した左の内閣提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

身体障害者福祉法の一部を改正する
法律案

児童福祉法の一部を改正する法律
案

医療法の一部を改正する法律案
関税法案

外国為替銀行法案
株式会社以外の法人の再評価額立金
の資本組入に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法
律案

郵便為替法の一部を改正する法律
案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さ
ばき所に関する法律の一部を改正す
る法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法
律案

郵便為替法の一部を改正する法律
案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さ
ばき所に関する法律の一部を改正す
る法律案

同日本院は、左の件を議決した旨内閣
に通知した。

昭和二十七年年度国有財産増減及び現
在額計算書

昭和二十七年年度国有財産無償貸付状
況計算書

同日本院は、国土総合開発審議会委員
衆議院議員平井太郎君の辞任による補

欠として小澤久太郎君を指名した旨内
閣に通知した。
昨二十五日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

外務委員 徳川 頼貞君

建設委員 鹿島守之助君

予算委員 白井 勇君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

外務委員 鹿島守之助君

建設委員 徳川 頼貞君

予算委員 白井 勇君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

外務委員 鹿島守之助君

建設委員 徳川 頼貞君

予算委員 白井 勇君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

外務委員 鹿島守之助君

建設委員 徳川 頼貞君

予算委員 白井 勇君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

外務委員 鹿島守之助君

建設委員 徳川 頼貞君

予算委員 白井 勇君

刑法の一部を改正する法律案(八百
板正君外百三十四名提出)
同日委員長から左の報告書を提出し
た。

商品取引所法の一部を改正する法律
案可決報告書

郵便振替貯金法の一部を改正する法
律案可決報告書

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正
する法律の一部を改正する法律案可
決報告書

外国人登録法の一部を改正する法律
案可決報告書

犯罪者予防更生法の一部を改正する
法律案可決報告書

統計法の一部を改正する法律案可決
報告書

未帰還者留守家族等援護法の一部を
改正する法律案修正議決報告書

○議長(河井彌八郎) これより本日の
会議を開きます。

○森崎隆君 私はこの際、原爆被害緊
急処理に関する緊急質問の動議を提出
いたします。

○天田勝正君 私は、只今の森崎君の
動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八郎) 森崎君の動議に
御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認
めます。よつてこれより発言を許しま
す。森崎隆君。

〔森崎隆君登壇、拍手〕

○森崎隆君 去る三月一日早晩、アメ
リカ合衆国の原子爆弾実験場ビキニ環
礁附近立入禁止区域東縁より約十九カ
イリ外、即ち北緯十一度五十三分四分
の一、東経百六十六度三十五分四分の

昭和二十九年三月二十六日 参議院會議録第二十三号 議長の報告 会議 原爆被害緊急処理に関する緊急質問

一の海上におきまして、まづ漁業操業中、原子力爆発の非戦時におけるこれ又最初の被害を受けて帰りました日本漁船第五福龍丸、約百トンでございす。乗組員二十三名でございす。この事件に關しまして、政府関係大臣に御質問申上げたいと思ひます。

事件後一カ月近く、又同船帰国後すでに二週間も経過いたしておる今日、国民が、この問題は周知し尽くしている事件でございすが、その件につきまして今更にお尋ねをしなければならぬという事は、誠に私としまして遺憾に存する次第でございす。この事件は、全国民の重大な関心事でございまして、政党政派を離れて、速かなる政府の善処に大きな期待を持つていたのでございすが、この十数日間各委員会における政府の答弁その他の発表は、ますます大いなる不安を我々に与えつつあるからでございす。

先ず外務大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。

政府の今日まで続けられた対米交渉、この問題についての対米交渉の間報告を詳しく頂きたいと思ひます。十六日、米大使館より口頭を以て真相調査の申入れがあり、十八日には米國務省より、日本と協力調査の発表がありました。閣僚関係会議でアメリカと共同解決をするとのことでありすが、共同解決とは具体的に何であるか、その御説明を先ず願ひたいと思ひます。私は政府といたしましては、何よりも先ず第一に、自主的に第五福龍丸が遭難当時の位置をみずから早く確認するということ。第二には、当日当時の爆発実験について、公海上の船舶に注意が十分に徹底せら

れていたかどうかを明確にすること。第三には、立入禁止海域の設定に誤差がありとすれば、重大なる責任がアメリカ側にありますから、このことにつきましてアメリカにはつきりと確認をせしめること。同立入禁止区域は、米國と國際連合との間に結ばれておりますところの太平洋信託統治協定第十三条のセーフティ・ゾーンの項によりまして設定せられたものとして、外相はその正当性をアメリカに代つて非常に強調されておるようございす。大砲の射撃とか、飛行機の爆撃演習等と違ひまして、水爆か、或いはリチウム爆弾が私は存じませんが、その大いなる原子力の爆発実験という、製作者自身のプランもふつ飛んでしまつたような、こういう大きな実験が果してどういふ名目で公海において許され得ると考えられましようか。これは明らかに公海と自由と抵触することは勿論であるし、その海水、魚類に及ぼす影響の重大性に鑑みまして、日本國政府としては当然かかる演習地に公海が用いられることには反対の態度で、毅然たる態度で交渉すべきであつたと私は信ずるのでございす。外相のこの点に關する御意見をお尋ねしたいと思ひます。

更に、この危険区域をエニウエトク並びにビキニを中心とする約六倍、即ち半徑四百五十マイルに拡大されたことを米國は通告しておられますが、これは一体どういふことでございまして、國際法規というものは、外相がしばしば各委員会で肯定しておるようによ、一方的利用のための宣言でよろしいのでしうか。少くとも原子力の実験については、我が國こそ確固たる信念を以ちまして、これを拒否しなければならぬ立場にあるはずであると私は考えております。若しこのクローズド・エリアの拡大の宣言が許されるとするならば、日本の漁船の漁業の自由はどうかとございまして、又更に強力なる爆弾がございまして、又更にこれに数倍する半径の地域の拡大が図られたならば、そのときは我々は自己の生命の危険を冒してもこれを承認しなければならぬと大臣はやはりお認めになるのでございまして、この点をばつきりと一つ伺いたいと思ひます。

ここに金持の子供があるといひます。広場でボール投げをやつておる。家のガラスがしばしば壊れますが、子供がそのガラス破片で怪我をいたしまして抗議を申込むと、相手のほうでは、まり投げのクローズド・エリアを一方的に六倍に拡大宣言をしまして、当方のほうの立退きを要求せられ場合、あなた方は一体これをどう考えるか。公海とはまさに原則的にはこれとちつとも変らない。広場の例と同様のものではあらうと思ひます。而もこの南方のまづる漁場というものは、日本漁民の長い間の苦心で以て開拓したものであります。政府は米國のこの通告前に、公海の漁業操業の権利を主張して、海洋の一切のものを危険にさらすビキニ環礁における爆発実験を即時中止して、米國本土内において自由に実験されたい旨の忠告をこそ発すべきであつたと私は思ひます。(拍手)今からでも遅くはございせん。この措置をとられるような意思が今もあるかどうか、はつきりとお伺ひいたしたい。今日の制限海域拡大の通告は、我が

國まづる漁業には重大な影響を与えております。漁場の致命的縮小ということにもなりますし、又南方漁場へ参りますためにも、このためには往復約十日間ほどの迂回航路をとらなければならぬ。これによつてつたまづる鮮度の非常に低くなり、漁獲量の減少といふものがあります。又航行に要する油の消費量も増大して参りました。その受ける被害は、当該漁場に出漁する漁船にとりまして重大なるものがございす。

次に、第五福龍丸を消毒のために横須賀海軍基地へ回航するより米國の要望があつたと土谷局長は或る委員会で申されております。又同船は政府で買上げた上、米國へ贈与するとの噂もあつたのでございすが、その真実はどういふものでございまして、若し若しいう意向が少しでもあるとすれば、これは実に重大なことであると私は考へております。偶然にも私の灰を浴びて帰つた第五福龍丸は、乗組員等の生命を賭した非常に貴重な資料であるはずでございす。東大調査団の報告によりますと、ストロンチウム九〇、バリウム、ランタン、アンチモン、一七、リチウム一〇六、セリウム一四一等のいろいろな諸元素が含まれておるといふことでございす。ストロンチウム九〇は、昨日の報道では不確実のうちに言われておるが、若しこれありとすれば、二十五年経ちましても、なおその放射能は四分の一にしかならないといふ恐ろしい放射能でございす。この被災船の持つ意義は実に重大なものでございす。これを永久保管いたしまして、原子力の平和利用の研究に資する考えはおあり

かどうか。外相の立場に立つてお答えを願ひたいと思ひます。

如何なる理由を以ていたしまして、本事件について我々の主張に対する反対を許すべき理由は何もございせん。又政府が無節操なためらいをして不決断な返答をするがごときは、國民を愚弄するものであると、我々は考へております。(拍手)外相はその所見をはつきりと発表されまして、政府の態度を明確にせられたいと思ひます。

世間では、これは私の言葉ではございせんが、國民的良心と節操の皆無省とまで悪口に言われているときであります。対外交渉には毅然とした信念の上に立つて堂々と主張してまいりたい。今までの発表を見ますと、かかる重大な事件にもかかわらず、何かアメリカの指示を受けて、その指示を國民に伝へている機關に過ぎないやうな印象が非常に濃厚でございす。(拍手)飽くまでも日本政府の外相は、独自の発表をして堂々と國民の要望に副つた立場で、あらゆる発表を積極的に行つてもらいたい。以て國民の不安を除いてもらいたいと思ひます。

次に、厚生大臣にお尋ねいたしますが、時間も来たやうでございすから、私は省略して、(まだ)と呼ぶ者あり)第一は、まづるを初め魚類の食料としての安全性の確保でございす。厚生省では、いろいろこの問題について各委員会で答弁なさつておりますが、その答弁にもかかわらず、國民の恐怖心が未だ去らないのは何故でございすか。それは宣伝啓蒙が足りないという簡単な問題ではなく、大衆即観習でございす。大衆は智慧でございす。即ちこの問題の深刻

第二に被害者の治療の問題であります。東大で増田三次郎君を初め、被害者の放射能症と聞いて、治療と研究に全力を挙げていられる清水健太郎博士等に對しては心より敬意を表するものであります。これらの治療費について厚生省はどういう措置をされておりますか。米國よりの賠償が来るまで患者並びに医師等の自費に任せきりでおられるつもりでございませうか。或いは具体的にどういう計算に立つて暫定的な処置をなさうとしておりますか、特にカルシウムとかいろいろな諸元素の体内滲入については早急に診断をして処置しなければならぬ重大な段階であることを御認識の上に立つ

した。きはだ、びんちよう、さめ又同様であります。試みにまぐろ一日の国内消費は三十五万貫といたしまして、最初三日間はその三分の二の値減が切下げられておりますが、その損害だけでも約一億五千万に達しております。これに売行不振や魚の抱え込みの損害は計り知れません。その後値段は五割程度の値下げになっておりますが、まぐろを頂点といたしましてその他の一般魚貝につきましても、二〇%乃至三〇%の値下りがございます。これはすでに十日間続いております。毎月の魚貝類の消費を日本全国で一億万貫といたしましても、その損害は巨大なものでございます。これらはみな直

時において、これに幾十倍する原爆実験の被害を受けました。チャーチル英首相は去る二十三日、原子兵器の使用についての米英の協議に関する発言の際には、水素兵器の恐怖に言及して、感情で声はかすれ眼に涙さえ浮べたと報ぜられていました。今度のビキニ被災を以て全世界の識者は初めて目がさめたごとく、人類が何をなすつつあるかに思いをいたして愕然としているのであります。真に平和を愛する政治家であるならば、原子力戦争が如何なるものであるかは自明の理でありましょう。今や人間は己れの智慧で作り上げたこのフランケンシュタインに己れを亡ぼす危険を警告しなければならぬ段階

度分以来全然なされておりません。補償額が決定するまでは全く被害者の負担のままであります。全国では多数の基地等でこの補償を待っている食えない憐れな人は、自己の権利を放棄しまして、どこかに移住してしまつたという例もたくさんあるのであります。ビキニ被災事件後政府が直ちにとらなければならなかつた措置の一つは、実にこの具体的な補償を暫定的に決定してこれを即時実行することであつたのであります。一体アメリカからの補償費が出るまで無為無策で待つておられましようか。私は直ちに生活に窮しつつある被害者並びにその家族に対して取りあへず補償の一部を支払いすべ

おもちやのような再軍備に熱を上げて
いる間に、日本漁民には李ラインの問
題、アラフラ海の締め出し等、公海に
おける自由が踏みにじられてつあるの
であります。すでに幾百カ所の演習場
では、漁場は取上げられております。
生活の基礎は根柢から覆えされてお
ります。而も国家補償は当てにはなら
ず、今又南方の漁場を求めて血みどろ
の操業中に、この惨事でございます。
この不幸な漁夫たちは、即ち一握りの
大資本の人々を除いた国民大衆の明日
の姿でないとい誰が言い切れましよう。
○議長(河井彌八君) 森崎君。森崎君
に申上げます。制限時間が参りまし
た。

○轟鳴(轟) 時間が参つたと議長から御注意がありましたので、あと二枚でございしますが、これで割愛したいと思ひます。どうぞ私たちの意図するところを十二分にお汲み頂きます。政党政派を超越いたしまして、全国民の将来の生活安定、精神的安定をお考え頂きまして、良心的な御答弁を御親切に頂ければと存する次第であります。(拍手)

【国務大臣(方竹虎君)登壇、拍手】
○国務大臣(方竹虎君) お答えをいたします。

今回のビキニの出来事によりまして原子力というものの威力というものが如何に大であり、又将来考えなければならぬものであるかという事をまざまざと見せられた感じがいたしました。これにつきましては、政府はあらゆる角度からこの問題の将来を研究すべく目下その措置を急いでおります。なお、今回の第五福龍丸に関する善後措置につきましては、第五福龍丸は政府において買取りまして、その代船建造にも資する所存であります。なお、被害漁民に対しましては、被服等の損害補償、それから医療、生活等の費用の補償も政府において十分いたすつもりでございます。

以上、御答へ申し上げます。(拍手)

○国務大臣(藤田義典君) 食料の安全性確保はどうかという御質問の御要旨と承知いたしますが、食料の問題、殊にまぐろ等の問題につきましては、現在の科学の力を以てなし得る最大の方法を以て検査をし、処置をいたし、殊に南方から参ります漁船につきましては、五つの漁港を指定して、そこで

全部検査の結果市場に出してありますので、全国民御安心を頂いて食糧に供して頂きたいと存じます。何ら不安はないと確信いたしております。その後のまぐろにつきましても同様でございます。

なお、治療につきましては、現在二十三名のうちで二名が東大附属病院に入り、他は焼津の北病院に入つておりますが、治療の万全を期しますために、近く焼津におる人々も東京へ移して、あらゆる科学の力を結集した治療の万全を期する考えで、現在準備を進めておる次第でございます。(拍手)

【国務大臣(保利茂君)登壇、拍手】
○国務大臣(保利茂君) 私も水産当局者として、お話のように東支那海、或いは李承晩ライン、或いはアラフラ海というような、我が国漁業の発展の上の大きな障害を如何にして打開して参るかという点に苦心をいたして参ります。さきさきに困難を極めております我が国漁業にとりましては、重大な関心を払わざるを得ないことは申すまでもないことでございます。そこで私もとしましては、三月一日の被災事件によつて、漁業当局者としてアメリカ側に補償を要求すべき損害の調査、査定及び今後この種のことが行われるとしまして、その影響如何という基本的な調査をいたすことが最も大事である。それで補償を要求すべきものは当然要求しなければならぬ。そういうことで損害の調査を急いでおります。

第二は、その後拡大せられたという危険区域の拡大によつて、今後のまぐろ漁業にどういふ影響を与えるか。お

話のように、この危険区域以南の南太平洋にまぐろの出漁をいたしております。漁船は、百五十トン以上の漁船は約百五十隻ほどに達するのでございまして、この区域が拡大せられることによつて、往復三百カイリの航海を余計しなければならぬ。こういうことが何らか緩和の方法がないかどうかという点につきましても検討をいたしまして、アメリカ側に要請すべき点は、私も国際問題とは別に、日本の漁業当局者として、当然いたさなければならぬということと検討をいたしております。

なお、このビキニ事件によりまして、我が国の鮮魚に対する消費者の不安が、お話のように非常に大きい深刻なものがありましたが、同様なことがアメリカの消費者にありまるといふことは、お話のように相当大きなまぐろ輸出をいたしておるわけでありまして、従つて日本から輸出する冷凍或いは罐詰のまぐろに、何らそういう心配がないという措置をアメリカ側が講ずると同時に、アメリカの消費者に、従らざる不安の念の起らざるよう措置をしてくれることを強く要請いたしております。この点は、日本から輸出しておりますものがアメリカの港に到着しました場合に、アメリカにおきましても一々検定をいたして輸入をいたして、その処置をとつてくれているわけでありまして、そういうことは、我々漁業当局者としては、当然やらなければならぬことは、これはもうどうしてもお願いをする考えで當つておる次第であります。(拍手)

【国務大臣(岡崎勝男君)登壇、拍手】
○国務大臣(岡崎勝男君) 第一には、日米共同解決というのを言つておるがどうかというお話であります。そのういふことはありません。我々のほうでは、日本側が当然主体となつて医療その他に尽すのでありますが、その間若し必要があれば、米国の援助を求めることにいたしております。(援助とは何だ?)と仰る者あり

福龍丸の地位確認につきましては、只今急いでおりますが、これは米国籍に對する關係においては、その地位が仮に外であらうと内であらうと、必要な補償は当然なされるべきものと考へております。危険区域の設定につきましては、国際法上の先例はたくさんあるものであります。それが同時に、各国もお互いに協力する建前をとつております。併しながらこの新しい爆発に對する先例がないことは、これは当然であります。そこで原子力の国際管理という点につきましては、只今副総理からも申上げました通り、これは是非なされるべきものと考へております。けれども、なお我々も、これに効力すべきことは当然と思つておりますが、それができますまでは、この同陣営お互いに研究を進めておるのであります。その際自由主義諸国側の実験のみを妨げるということは、我々のところどころであります。ただ、その間におきまして我が国の漁業が如何に損害を受けるか。この点につきましては、只今農林大臣が申されました通り、この漁業の損害等につきましては、米国籍と交渉して必要の措置をとることは当然と考へております。只今それを進めております。なお、福龍丸

の問題につきましては、これを今後使用できるかどうかというところは、甚だ危ぶまれておるのでありますので、先ほど副総理が申されました通り、船主の困難も考へて、政府で買上げる方針をとつておりますが、これを如何に処分するかというところは、まだ決定はいたしておりませんが、要するに決定はいたしてはおりませんが、その方針は、第一には、爆発に對する機密を得んとする努力が各方面で行われておるに、自由主義諸国の一員としては、この機密保持にできるだけ協力いたして、第三国等にこれが渡らないように努めなければならぬと考へております。第二には、この放射性能がこの船にある場合に、これを如何に除去するかという点についての研究を進めるべきものと思ひまして、この機密保持と放射能除去の研究と、二つの目的に一番適するような方法でこの船の処分を、或いは処置を決定したいと考へております。

なお、この際、戸叶武君からの御質問のお答えを留保しておりますので簡単に申上げます。

第一は、網織物等に対するアメリカの輸入制限に對して、外務省はどうか措置をとつておるか、怠慢ではなかつたかという御質問のようであります。これは先般から可燃性織物の危険防止ということについては、アメリカ側で問題となつておりました。当初は一九四五年にこの問題が提起されましたが、議會を通らなかつたのであります。その後最近においては、セーターとか、子供用のカウボーイのパンツとかの危険性が非常に説かれて、各州で立法措置を考へておりますため

に、昨年六月に連邦の法律ができたわけであり、當時は我が国から輸出される絹スカーフ等の米國関税引上げ阻止の努力をしておりまして、大統領がこの引上げ要請を却下いたしましたのでありますが、これらの交渉を通じて、米國側の輸入業者を初め、米國当局も可憐性繊維物のことには全く熱れておらず、又本法の議會通過後にも、これは実際に絹織物には適用されないのではないかと考へもありまして、又その発端が特に化繊織物でありましたために、日米兩國間の業者も本法の影響を余り憂慮しなかつたのでありまして、又昨年九月ミラノで開かれた世界絹業大会においても、これは米國初め、各國の絹織物業者が参集したものであります、このときも別に問題にならなかつたので、実は余り大したことはならんという観測も一部にあつたのであります、極く最近に至りまして、これが嚴格に適用されるといふ動きがあり、絹織物に少からず影響を受けるのじやないかという懸念が急に増して来たので、対策を講じておりますが、こういう事情で対策が遅くなつたことについては、誠に残念に思つております。(殘念では済みませんが)「殘念では済みませんが」これはMSAの交渉等に氣をとられて忘れておつたのだというところは全然ないのであります。又外務省としては、通商關係の事項については、あらゆる費用、あらゆる人をこの方面に向けておりまして、また十分なる費用或いは人員を得て、これは申されませんが、通商条約とか、貿易支払協定とか、或いはその他の國際機關との協力、市場開拓、通商使節團、或いは在外公館の充実に十分努力をいたしておるつもりであります、又そのために在外公館には、通商省を初め關係各省の人も公館員の一部として派遣いたしておるようなわけでありまして、

それから第二のお問ひは、この法律が嚴格に實施された場合の日本の打撃はどのくらいかというやうなことのよりであります、これにつきましても、どの程度實施されるかというところに勿論よるものであります、若し從來米輸出のあつた絹織物及び絹製品中、五匁以下のものが高度の可憐性の範圍に入ると想定されますと、その結果、絹織物等の対米輸出は半減する虞れがあるものであります、なお、ビニールとか、プラスチック等の化繊につきましても、対米輸出の実績が殆んどありません、絹製品については、その影響が考えられておるにせよ、絹製品につきましても約九七％が、日本品は絹スカーフと絹ハンカチーフでありますので、この二品目を本法の適用から除外するように、只今あらゆる努力をいたしております、

第三に、こういう法律については大統領が拒否権を使うというところはどうか、これについて努力する意思はないかというお問ひであります、御承知のように、關税引上げ等につきましては、大統領が拒否権を行使することは互恵通商協定法に規定されておりますので、先般の絹スカーフの關税引上げ運動についても、この点に着目して交渉したものであります、今回の關税引上げ上というやうなことではないのであります、法律でありますから、これについて大統領の拒否権ということとは考えられないと思つております、

以上、お答えいたします。(拍手)

○戸叶武君 貴官の許可を求む

○議長(河井彌八君) 戸叶君、なんですか。

○戸叶武君 この間、外務大臣の御答弁を得られなかつたのですが、今日の御答弁では不足ですが、時間も残つてゐるはずですから、再質問したいのですが……

○議長(河井彌八君) 今日は、再質問は許しません。

○議長(河井彌八君) 日程第一、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案(趣旨説明)

本案について国会法の第五十六條の二の規定により、内閣から、その趣旨説明を求めます。木村國太郎大臣。

〔國務大臣木村國太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(木村國太郎君) 今回提出いたしました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明申し上げます。

御承知のごとく、日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衛援助協定は、本年三月八日調印を完了いたしました、目下、國會の審議をお願いいたしてゐる次第であります、同協定の第三條第一項及び附屬書Bの規定に基き、アメリカ合衆國政府から供与される秘密の裝備品又は情報等について、その秘密の漏せつ又は漏せつゝの危険を防止するため必要な措置を講ずる必要があり、且つ又、過剰締結いたしました日本國とアメリカ合衆國との間の船舶貸借協定第七條により、アメリカ合衆國から貸与される船舶についても同様の秘密を保護する必要がある、

申すまでもなく、アメリカ合衆國は、他の諸外國との間におきまして、右の協定とおおむね同様な性格、内容を有する協定を締結してゐるわけでありまして、これら諸外國において、又、これらの協定に據げられてゐる秘密保護のための所要の措置を講ずる必要があるわけでありまして、諸外國におきましては、それ、この種の秘密保護に関する既存の取締法令によつて十分にこれを賄ふことが出来ますので、これらの協定の締結に當り、新たに立法措置を講ずる必要はないのであります、わが國の場合においては、在日米軍の機密を保護するための所謂「刑事特別法」の外には、この種の秘密を保護するための一般的な取締法令は存在しないのでありますから、現状におきましては、これらの協定に基いて供与される秘密の裝備品又は情報等について、その秘密を十分に保護することはできない状況にありまして、このため、政府といたしましては、この際、その秘密を保護するため、若千の規定を設ける必要があり、この法律案を提出いたしました次第であります、

併しなから、この種の法律は、國民の權利に重大な影響を及ぼす虞れがあることに鑑み、以下において申述べますように、必要最小限の事項を規定するに止めた次第であります、

次に、この法律案の内容の概略について申し上げます、

この法律案は、六カ条と附則一項からなつておりまして、第一條は、この法律において使用する言葉の定義を定めたものであります、特に、この法律において保護する秘密については、前に申述べました西協定によつて供与された裝備品又は情報等のうち特定事項に限り、而も公けになつていないものと規定して、その範圍をできる限り明確ならしめるよう考慮いたしました、第二條は、更に、國民が秘密事項を具體的に認識し得るよう、又併せて秘密の漏せつを防止するため、政令で定めるところにより、標記その他の措置を講ずることとしたものであります、次に、第三條から第五條までは罰則でありまして、秘密を漏らす罪、業務上の秘密を漏らす罪、過失により業務上の秘密を漏らす罪等を規定したものであります、又これらの規定については、前に申述べました刑事特別法等を參照し、受當を期したものであります、第六條は、自首減免についての規定であります、

以上、この法律案につきまして、概略御説明申し上げた次第であります、何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします、

(拍手)

○議長(河井彌八君) 只今の趣旨説明に対し、質疑の通告がございます、順次発言を許します、長谷山行毅君、

〔長谷山行毅君登壇、拍手〕

○長谷山行毅君 私は自由党を代表いたしまして、只今上程になりました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案につきまして、政府に対し若干の質問をなし、その所償を質したいと存じます、

この法案は、その名の示す通りにM S A協定等に伴う秘密保護法案であります。政府は先きに訓印いたしましたM S A協定の第三条におきまして、秘密の物件、役務又は情報等についてその秘密の漏れ、又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置をとることの義務を負つたのであります。我が国がM S A協定によつて米国の秘密とする兵器その他の供与を受ける以上、その秘密の保全に協力するのは当然でありまして、この種の立法が必要であるということについては我々は何ら疑念を差支へるものではないと存じます。従いまして、私はこの種の立法について基本的には賛成の立場に立つものであります。ただこの法案には、なお不十分と思われる点、或いは不明確な点、或いは将来に亘つて若干の危惧を感じさせる点等がありまして、以下これらの諸点について政府の御所見を伺いたしたいと思います。

先ず第一に、この法律はM S A協定等に伴う秘密保護法であります。然るに、政府は今回保安庁を改めて防衛庁とし、保安隊を改めて自衛隊とする法案を提出して、自衛力の増強を図らうとしております。自衛隊の任務とするところは国の防衛であります。国の防衛にはあらかじめ防衛の計画を立てることも必要でありまして、その目的に副うように隊員を訓練するための計画を作ることも必要でありまして、又防衛庁設置法案は、これらの事項につきまして統合幕僚会議を設けることにいたしました。その幕僚会議におきましては、防衛計画、訓練計画のごときが作られるのであります。これら国の防衛を全うする上から見まし

て、これらの計画は、最高度の秘密を要求するはずであると考えるのであります。若しこの種の計画が外国に漏れけになるようなことになりましますならば、防衛の完璧を期し得ないことは申すまでもありません。然るに、ここに提出されております秘密保護法案は、もつぱらM S A協定等によつて供与せられる物件、情報等に関するものであります。この防衛計画、自衛隊の訓練計画、或いは後方補給計画、その他重要施設等には何ら触れることはなく、これらに対しては従来通りこれを保守すること、それに関する資料を収集することをも全く自由に放置されておるのであります。併しながら、これらの計画が最高度の秘密事項であるというところは、政府といたしまして当然然るようにお考えであると思ひますが、保安庁法の改正及び本法の制定を機として、こういう日本独自の秘密についても適切な保護の途を講ぜられなかつたのは一体如何なる理由によるものであるか、或いは近い将来にそのした法案を提出されるお考えがあるかどうか。その点を政府にお伺ひいたしたいと思ひます。

次に、第二にいたしましてお尋ねいたしたいことは、本法によつて保護せらるべき秘密は日本の秘密であるか、それとも米国の秘密であるかという点であります。この法案の第一条は「防衛秘密」の定義を与えておりますが、これを讀んでみますと、ここに掲げておる事項、物件、情報等はすべてアメリカから供与せらるるものである品、或いは情報などで、防衛秘密とされるものは、これはアメリカが秘密にしなければならぬもの、つまりそれを探知されたり収集されたりしたならば、アメリカの安全を害するからして、アメリカとしては秘密にしておきたいものに限られると考えられるのであります。つまり見ますれば、防衛秘密なるものは、実質的にはアメリカの秘密であるといふのであります。そのように解釈してもよろしいかどうか。この点を特に問題とするのは、第三案第一号の「我が国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」云々という文字があります。これによりまして、又防衛秘密は日本の秘密であるか、のようでもあるのであります。このように考へてみますれば、この法案によつて保護せらるべき防衛秘密なるものは、一体どこの国の秘密なのか。日本の秘密であるのか、アメリカの秘密であるのか、或いは日米兩國に共通するものであるか、疑問を抱かざるを得ないのであります。将来この法律を施行して行く上に、この点が漠然としておつたならば、思わぬ紛争が生じて来る虞れもあらうかと思はれるので、この点の解釈を明瞭にして頂きたいのであります。

第三にお尋ねいたしたいことは、本法案とM S A協定との関係であります。その第一点は、只今木村国務大臣の提案理由の御説明にも、本法案はM S A協定の第三条及び附屬書Bの規定と船舶貸借協定第七條に基いて、その必要上立法されるものと説明されたのであります。これは右協定に伴う日本国政府の当然の義務の履行と解すべきか。或いは国際信義に基くところの誠実の現われと解すべきかどうか、この点に關する政府の御見解はどうか、お尋ねいたするのであります。その第二点は、本法案がM S A協定第三条によるものとすれば、同条には、秘密の物件、役務、情報とあるのに、本法は何故にこの役務の点を除外したのであるか。役務の秘密は、保持する必要があるのかどうか。又この点については両国政府間の合意がなかつたのかどうか、お伺ひいたすのであります。その第三点は、M S A協定第三条第二項と本法案との関連であります。同条の第二項には「各政府は、この協定に基く活動について公衆に周知させるため、秘密保持と矛盾しない適當な措置を執るものとする。」と定められてゐるのであります。この適當な措置について、政府は如何なる具体策を考へておられるか。又これは同条第一項と切り離すことのできないものと思はれるのであります。何故この措置を本法案に盛り込まなかつたのか。更に又、この秘密保持と矛盾しない適當な措置とは、具体的に如何なる措置を指すものであるか。この点、具体的に御説明を伺ひたいのであります。その第四点は、本法案における秘密保護は、いわゆるM S A協定と、昭和二十七年条約第二十條のいわゆる船舶貸借協定の、二つの協定に伴うものに限られておるのであります。然るに、将来この二つの以外にアメリカ政府と同種の内容の協定を結んだ場合には、当然この法律によつて秘密の保護をすべきものと思ふのであります。かような場合には、本法を改正してそれを追加するのかどうか。その際の措置についてお伺ひいたします。

次に第四にいたしましてお尋ねいたしたいことは、本法は、言論出版の自由に不当に制約を加ふる危険がないかという点であります。この点は誠に重要な点であります。今日、新聞、雑誌、言論界等において、この法案に対する反対論はいろいろの角度からなされておるのであります。それらに共通いたしました基調を成しておるものは、旧軍機保護法や旧国防保安法の流した非常な弊害についての生々しい記憶であります。我々は過去の失敗を再び繰返さうなことがあつてはならないのであります。世上行われてゐる反対論の大部分が、曾てのような言論統制が再び復活しないかという懸念を一樣に述べているというこの事実に鑑みまして、本法案は、前の軍機保護法或いは国防保安法と根本的に違ふの点がある。その点についてはつきりした御答弁が願ひたい。又この法案は言論統制の復活を招来するものでないといふはつきりした保証を、この際、政府は進んで与えなければならぬと思ふのであります。(その保証はなか／＼されないだらうと噂が有る)

由來、軍機に關する秘密保持の立法は、古今東西を問はず極めて漠然とした表現が多いのであります。これは事の性質上或いは、やむを得ないかも知れないのであります。が、秘密の内容は頗る漠然としており、外国の立法例も又然りであります。本法案を見ましても、第一条に防衛秘密が定義されてゐるのであります。その用語にいたしましては誠に難解なものが多いのであります。例えば「その他の装備品及び資材」或いは「公になつていないもの」或いは「供与される情報」等の用語であります。この点については委員会において詳しく論議され明確化さ

れることと存じますが、そのうち最も重大な点といたしまして、ここに明確にされたのは、この「供与される情報」という字句の意義であります。先ずこの「情報」という字句は極めて明確な文字であります。組織法は別といたしまして、恐らく刑事法令においては未だ嘗て用いられたことのない用語だと思ふのであります。更に疑問を持つのは、この「供与される情報」、即ち「供与される」とは如何なる意味であるか。即ちすでに供与された情報というのか、或いはそれとも将来供与されんとする情報を含むのかどうか。この点の解釈を明快にせられたいのであります。情報の秘密保持の措置は、その本質上、必然的に言論及び報道機関の活動と関連し、延いて言論出版その他一切の表現の自由を侵害し、更に進んで検閲を実現する結果をも招来するのではないかと危惧しておる向きが相当あるものでありますから、政府はこれに対する確固たる所信を表明すべきであると思ふのであります。

更に又、この人権擁護の保障に関連いたしまして、本法は旧時代のいわゆる憲兵制度の復活にならぬかどうかという点についてお伺いいたします。保安隊、警備隊には、部内秩序の維持に専従するための警務官という特別司法警察職員が置かれていたのであります。が、このような警務官が本法違反の被疑事件について全般的な捜査権を持つことになりましたと、国民に対し往年の憲兵制度を復活するのではないかと、いふような危惧の念を与える虞れがあると思はれるのであります。政府はその防止策として何らかの措置を講ぜられ

れるつもりであるかどうか。その点の御見解を伺いたないのであります。

次にお尋ねいたしたい点は、世上には、かような法律を制定いたしましたとしても、一体どれだけの実効が期待されるか疑問であるという一種の反対論があるものであります。つまり防衛秘密は、性能等の高度のものになればなるほど、そうした秘密の存在することそのことすら秘密にしなければならぬわけでありまして、ところがかような高度の防衛秘密を採知収集した者を裁判にかけるならば、その秘密の存在はもとより、場合によつてはその内容すら公けにされるという結果になるのであります。それは秘密を未然に保持するといふこの法律の目的に反する結果になります。それならば、この法律に関する犯罪事件に限つて裁判を非公開にするのができるかどうかという問題が生ずるのであります。この点に關し、この防衛秘密に関する犯罪は裁判を非公開にすることができるといふ見解を持つ人もあるようでありまして、この見解は裁判の公開の原則を規定しておるところの憲法第八十二条と矛盾しないものであるかどうか。この際、世上の疑念を一掃するためにも、政府の明確なる御答弁をお願いいたします。

最後に私は、希望をも含めまして、政府の所信のほどを伺いたないのであります。この種の立法は、国の防衛に關心を持つ者であるならば、誰しもその必要性を認むるにやぶさかではありませんが、ただ本法のごとき取締法について国民が危惧の念を持つのは、この種の法律の運用に当りまして、ややもすれば生じて来るところの好ましくない

いところの副作用に対してでありまして、即ち、非常によく効く新薬ができた場合におきましても、その用法を誤ると、その病気が治つても却つて予期しない副作用を生ずる場合があるものであります。これと同様に、かかる法律も、時の為政者の勝手な解釈によりまして、法律運用の範圍が不当に拡大せられる危険が生ずる場合があるのであります。過去におきましても、そうした不当な拡大解釈によつて、立法當時の法律の趣旨が著しくゆがめられ、弊害を生じた事例は少なくないのであります。こうした拡大解釈を防止するのに最も必要なことは、法律そのものが勝手な拡大解釈を許さないほど厳密に一點のあいまいさも残さないように規定されるということでありまして、なお、その上に、立法の當時に、将来疑義が生ずる虞れのある点について、一義的に明確な解釈を決定しておくことが必要であります。この点、政府は、この法律が将来勝手な拡大解釈を許さないほど十分厳密な規定になつておるといふ自信があるかどうか。その点を國民に徹底するように明確にすべきだと存じます。

（拍手）

私はこの際、政府が今、世上に流れている種々の疑念を完全に晴らすに足るだけの明確なる態度を表明せられることを期待いたしまして、私の質問を終ります。（拍手）

（國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手）

○國務大臣（緒方竹虎君） 御答をいたします。

秘密保護法案の立法の必要性であります。が、日米相互防衛援助協定に基き、アメリカから供与される秘密の装備品等又は情報について秘密を要する

事項につき、その秘密の漏れつ又は漏せつ危険を防止するために必要の措置を講ずる必要がありまして、この法案の御審議を願うに至つた次第であることは、先ほど保安庁長官から説明申上げた通りであります。併し現在の我が国におきまして、在日米軍の秘密を保護するためのいわゆる刑事特別法を除いて、この種の秘密を保護するための一般的な取締法令がない。そこで今回この法案を提出するに至つたのであります。

それが日本の機密であるか、アメリカの機密であるかという御質問でありましたが、これはアメリカの機密でありまして、同時に、保護しておる機密は、これは日本の機密でありまして、機密なる点におきましては、日米共通の機密でありまして、この法律が保護するものは明らかに日本の機密であります。

それから日本独自の秘密をこの法案のほかに保護する必要があるのではないかと、装備品に関する秘密の保護につきましては、差当り本法で十分であると政府では考えております。日本の独自の秘密保護につきましては、将来なお研究する考えで、勿論その必要が生じた場合には法律を作らなければなりません。が、今のところでは、これで十分であると考えております。

それから旧軍機保護法又は国防保安法のような弊害を生ずることはないかという御質問でありましたが、旧軍機保護法又は国防保安法の弊害につきましては、まさしく只今御指摘になつた通りでありまして、これは國民大衆の記憶にも新たなところであると考へます。政府といたしましては、かか

る誤りを再び繰返さぬよう、本法案におきましては、これによつて保護される利益と、これによつて制約を受ける國民の立場とを調節、勘案して妥協を期する必要があると考え、その内容を必要最小限の事項にとどめたのであります。旧軍機保護法のような、あの法案の運用によつて生じたようなことは絶対にやらない所存でございます。

又検閲制度、憲兵政治というやうなもの復活は絶対にやらない所存であります。し、検閲制度につきましては、衆議院等におきましていろいろ御議論がありまして、政府としてはこの態度は変えないつもりであります。

爾余の御質疑に對しましては所管大臣から御答弁申し上げます。（拍手）

（國務大臣木村篤太郎君登壇、拍手）

○國務大臣（木村篤太郎君） 大体御質問の概略は、今緒方副総理から答弁あつた次第で御了願願ふと思ひます。将来自衛隊となつた場合に、自衛隊自体の保護すべき秘密があるのではないかと、即ち言い換へますと、一番問題であります防衛出動、外部から直接侵略があつた場合に出動しなければならぬ、それらの場合において、その行動等について、これを秘密にする必要があるのではないかと。然らば何が故に本法案において盛りなかつたかという御質問であります。これは私は御尤もな御意見と考へております。併し現在において差当り我がが一番問題にするのは、MSA協定においてアメリカから貸与を受けます装備品であります。これは申すまでもなく、アメリカにおいても高度な秘密を保持しておるものであります。これを日本へ持つて